

平成 22 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社きちり
(コード番号:3082 大証ヘラクレス)
本社所在地 大阪府中央区南本町二丁目6番 22 号
代 表 者 代表取締役社長 平 川 昌 紀
問 合 せ 先 取締役管理本部長 葛 原 昭
電 話 番 号 T E L (0 6) 6 2 4 4 - 5 9 6 6
U R L <http://www.kichiri.com/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平 22 年 8 月 31 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更の承認を求める議案を、平成 22 年 9 月 24 日開催予定の当社第 12 期定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

業務範囲拡大を図るため事業目的を追加するものであります。

(2) 執行役員規定の新設

経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離を図り、それぞれの機能を一層充実・強化することを目的として、執行役員制度を導入することに伴い、執行役員に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (12) 条文省略 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	第 1 章 総 則 (目 的) 第 2 条 (現行どおり) (1) ~ (12) (現行どおり) <u>(13) インターネットを利用した音楽配信および音楽CDの企画、製作、販売</u> <u>(14) 通信販売業務 (インターネット等の利用を含む)</u> <u>(15) ソフトウェアの企画、製作、販売</u> <u>(16) 前各号に付帯する一切の業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設) (新 設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 第29条～第38条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 第39条～第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算 第43条～第45条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 執行役員</p> <p>第29条 <u>当社は、取締役会の決議により執行役員を選任し、取締役会の定める業務の執行を委ねることができる。</u></p> <p>2. <u>執行役員に関する必要な事項は、取締役会が定める執行役員規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 監査役および監査役会 第30条～第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人 第40条～第43条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第8章 計 算 第44条～第46条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 22 年 9 月 24 日 (金曜日)
平成 22 年 9 月 24 日 (金曜日)

以 上